

社会福祉法人秋葉会役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規定は、社会福祉法人秋葉会(以下「法人」という。)定款第八条および第二一条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の種類及び額)

第2条 報酬の種類は、役員報酬、評議員報酬および評議員選任委員報酬とする。

2 理事長および常務理事の役員報酬は月次報酬とし、報酬額は別表1より評議員会で承認を得られた等級の額とする。但し、職員を兼務する役員には支給しない。

3 非常勤の役員、評議員および評議員選任委員の報酬額は、評議員会で承認を得られた別表2の額とする。

(報酬の支給)

第3条 月次報酬の支給方法及び支給日は、職員の給与の支給方法及び支給日に準ずる。

2 非常勤の役員報酬、評議員報酬および評議員選任委員報酬は、会議等毎に支給する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

〃 平成29年4月1日一部改正

別表 1

等 級	月次報酬の額
1	200,000円
2	250,000円
3	300,000円
4	350,000円
5	400,000円
6	450,000円
7	500,000円
8	550,000円
9	600,000円
10	650,000円
11	700,000円
12	750,000円
13	800,000円
14	850,000円
15	900,000円
16	950,000円

別表 2

非常勤報酬 (日当)	10,000円
------------	---------